



公用車の自動車損害賠償責任保険の更新漏れについて

財産経営課が管理する庁用車2台について、自動車損害賠償責任保険(以下「自賠責保険」)が更新漏れの状態のまま運行していた事実が判明しました。このことにより、町民の皆さまの信頼を損なう事態となり、深く反省しお詫び申し上げます。

今後、こうした不適正な行為を繰り返さぬよう、再発防止に取り組んでまいります。

1. 自賠責保険の満了日 令和5年10月1日(日)
2. 更新漏れ車両の概要 原動機付自転車(ミニカー) 2台
3. 満了日後の運行

	車両①	車両②
運行期間	令和5年10月2日(月)から 令和6年10月28日(月)	令和5年10月2日(月)から 令和7年4月4日(金)
運行回数・距離	263回・1,706km	303回・1,786km
運転者人数	46人	45人
使用用途	町民宅訪問業務等	町民宅訪問業務等

4. 事実が判明した経緯

令和7年3月21日に、車両①を修理のため最寄りの自動車販売店に持ち込み、4月4日に修理完了の連絡がありました。

その際に、車体に貼付されたステッカーの有効期限が超過していることが判明しました。

車両はリース契約であり、自賠責保険が契約に含まれていたことから、ただちにリース会社に更新状況について確認を求めたところ、手続きを失念していた旨の回答があり当該事実が判明しました。

5. 原因

令和5年9月30日までのリース契約を2年間延長し、令和7年9月30日までの契約としていましたが、契約を延長した際にリース会社が更新の手続きを遺漏していたほか、当該車両の運転者においても、日々の運行の際に車体に貼付されたステッカーの有効期限の確認を怠ったことによります。

6. 判明後の対応

この事態に際し、町所有の庁用車全台を再確認しましたが、同様の事案はありませんでした。判明後、速やかに大磯警察署へ報告しました。

7. 再発防止

車両のリース会社との契約を解除し、原動機付自転車(ミニカー)の取り扱いを取り止めました。

問い合わせ先(担当課直通)

政策部財産経営課長 大谷 徹 ☎0463-75-9483

